

東京都板橋区都市防災不燃化促進助成金交付要綱

(平成2年5月19日区長決定)

改正 平成3年7月5日2板都地第21号の2
平成4年12月25日2板都地第21号の4
平成7年6月27日7板都計第62号
平成10年6月12日10板都地第58号
平成11年6月11日11板都地第50号
平成14年7月1日14板都地第85号
平成16年4月7日16板都市第9号
平成21年6月15日21板都市第67号
平成22年2月18日21板都市第267号
平成25年3月26日24板都市第422号
平成26年5月28日26板都市第62号
平成31年3月19日30板都市第555号
令和3年3月18日2板都市第433号
令和5年3月13日4板まま第224号

(目的)

第1条 この要綱は、大規模な地震等に伴い発生する火災から区民の生命・身体等の安全を確保するため、不燃化促進区域内において耐火建築物又は準耐火建築物を建築する者に対して、建築に要する費用の一部を助成することにより、建築物の不燃化を促進し、災害に強いまちづくりを推進することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 不燃化促進区域 大規模な地震等により発生する火災から住民の安全を確保するため、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第10号の地域防災計画に定められた避難地の区域並びに避難地、避難路及び延焼遮断帯の周辺の区域で、耐火建築物又は準耐火建築物の建築を促進する必要があると区長が認めて指定した区域をいう。

- (2) 耐火建築物 建築基準法(昭和25年法律第201号。以下「法」という。)第2条第9号の2に規定する耐火建築物(附属建築物を除く。以下同じ。)をいう。
- (3) 準耐火建築物 法第2条第9号の3に規定する準耐火建築物(附属建築物を除く。以下同じ。)をいう。
- (4) 建築 法第2条第13号に規定する建築(移転を除く。以下同じ。)をいう。
- (5) 建築主 法第2条第16号に規定する建築主をいう。ただし、次のアに該当する建築方法の場合は敷地の権利者を、イに該当する建築方法の場合は従前の敷地の権利者を建築主という。
- ア 建築の施工者が、敷地の権利者から依頼を受けて建築物を建築し、当該建築物の完成後、当該依頼者にこれを譲渡する旨の契約を建築工事の着手前に締結して建築する建築方式
- イ 建築の施工者と敷地の権利者が敷地と建築される建築物の床とをそれぞれの権利価格に基づいて交換する旨の契約を建築工事の着手前に締結して建築する建築方式
- (6) 共同建築 従前の権利者(土地の所有権又は、建物の所有を目的とする地上権、賃借権若しくは使用貸借による権利を有するものをいう。以下同じ。)が複数人共同で建築物を建築する場合をいう。
- (7) 協調建築 建築主のそれぞれ異なる隣接した建築敷地に、あらかじめ各建築主の協議のもとに作成された一体性のある建築設計に基づき、ほぼ同時期に各個の敷地に建築物を建築する場合をいう。
- (8) 地区整備指針 区長が地区の整備構想に関する事項、建築物の建築に関する事項及び都市基盤整備に関する事項を不燃化促進区域ごとに定めるものをいう。

(不燃化促進区域の指定)

第3条 不燃化促進区域は、別に区長が期間を定めて指定する。

2 区長は、不燃化促進区域を指定したときは、その旨を告示しなければならない。

(助成対象建築物)

第4条 区長は、前条第1項の規定により指定された不燃化促進区域内において、地区整備指針に適合する耐火建築物又は準耐火建築物を建築する建築主に対し、予算の範囲内で助成金を交付することができる。ただし、次の各号に掲げる建築物は除くものとする。

- (1) 仮設建築物及び高架の工作物内に建築する建築物
- (2) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第6項に規定する都市計画施設内に建築する建築物（建築物の一部が都市計画施設内にかかる場合は、当該施設にかかる部分）
- (3) 板橋区木造住宅密集地域整備事業の整備計画、板橋区大規模建築物等指導要綱及び東京都板橋区小規模住戸が集合する建築物の建築及び管理に関する条例に適合しない建築物
- (4) 東京都防災密集地域総合整備事業制度要綱及び東京都防災密集地域総合整備事業補助金交付要綱に適合しない建築物

2 第2条第5号イの建築方式をとる場合において建築の施工者が次条各号に掲げる者以外の者であるときは、当該施工者の権利の対象となる建築物の部分を除いた建築物の部分を助成額の算出の対象とする。

3 不燃化促進区域の内外にわたり耐火建築物又は準耐火建築物を建築する場合は、当該建築物の全部が不燃化促進区域内にあるものとみなし、前2項の規定を適用する。

4 前3項の規定にかかわらず、法令、条例、規則その他要綱において同様の助成金の交付を受ける場合は、交付の対象となる建築物の全部について要綱による助成の対象としない。

(助成対象者)

第5条 前条の助成金の交付を受けることができる者は、次の各号に掲げる建築主とする。

- (1) 個人
- (2) 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に規定する中小企業者
- (3) 前号に規定する中小企業者以外の会社又は事業を営む個人及び宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第2条第3号に規定する宅地

建物取引業者（販売を目的として建築するもの）については、建築する助成対象建築物がア及びイに該当する場合に限り、助成対象（敷地を細分化する場合を除く。）とする。

ア 対象建築物の用途は、都市計画に関する基本的な方針・地区計画など住民等の合意形成がなされたまちづくりの計画に位置づけられたものであり、目標とする市街地の形成に寄与すること。

イ 25 平方メートル未満の住戸がないこと。ただし、高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成 13 年法律第 26 号）の規定に基づくサービス付き高齢者向け住宅事業登録制度に係る住宅は除く。

(4) 前 3 号に定める者のほか、区長が特に必要と認める者

2 前項に定める者は、次の要件を備えていなければならない。

(1) 完了日現在、住民税及び軽自動車税を滞納していないこと。（個人の場合）

(2) 完了日現在、法人住民税を滞納していないこと。（法人の場合）

(助成金の種類及び額)

第 6 条 助成金の種類は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 一般建築助成費 助成対象建築物の建築主（ただし、次号の共同建築助成費・協調建築助成費、第 3 号の大都市地域住宅供給型一般建築助成費又は第 4 号の大都市地域住宅供給型共同建築助成費の対象となる建築主を除く。）に対する助成金

(2) 共同建築助成費・協調建築助成費 次に掲げるア又はイに該当する建築主（ただし、第 4 号の大都市地域住宅供給型共同建築助成費の対象となる建築主を除く。）に対する助成金

ア 200 平方メートル以上の敷地に、従前の権利者で共同建築を行う建築主

イ 合計面積 200 平方メートル以上の敷地に、協調建築を行う建築主

(3) 大都市地域住宅供給型一般建築助成費 次の要件を充たす建築物を建築する建築主（ただし、前号の共同建築助成費・協調建築助成費又は次号の大都市地域住宅供給型共同建築助成費の対象となる建築主を除く。）に対する助成金

ア 住生活基本法（平成18年法律第61号）第17条第2項第6号の規定に基づき定められた住宅の供給等及び住宅地の供給を重点的に図るべき地域（以下「重点供給地域」という。）にあること。

イ 延べ面積の3分の2以上が住宅の用に供されるものであること。

ウ 自己使用部分を除く住宅が8戸以上あること。

(4) 大都市地域住宅供給型共同建築助成費 第2号に掲げるア又はイに該当する建築主のうち、次の要件を充たす建築物の建築主に対する助成金

ア 重点供給地域にあること。

イ 延べ面積の3分の2以上が住宅の用に供されるものであること。

ウ 自己使用部分を除く住宅が4戸以上あること。

(5) 住宅型不燃建築物助成費 第1号から第4号までの一に該当する助成対象建築物のうち、4階建て以上で、かつ、次の要件を充たす建築物の建築主に対する助成金

ア 新築であること。

イ 4階以上の階は、原則として住戸であること。

ウ 4以上の住戸を有すること。

エ 助成対象住戸以外の住戸は25平方メートル未満の住戸がないこと。

オ 4階以上にある助成対象住戸は、専用床面積（バルコニー等を除く。）が55平方メートル以上であること。

カ 4階以上にある助成対象住戸は、自己用住宅又は賃貸住宅であること。

2 前項第1号から第4号までの助成金の額は、助成対象建築物の1階から3階までの床面積の合計に応じ、前項第1号及び前項第2号の助成金で、耐火建築物に係るものにあつては別表1に、準耐火建築物に係るものにあつては別表1-2に、前項第3号及び前項第4号の助成金で耐火建築物に係るものにあつては別表2に、準耐火建築物に係るものにあつては別表2-2に定める額とする。

3 第1項第5号に該当する場合は、前項の助成金に加えて、4階以上にある助成対象住戸の床面積の合計（住宅併用部における併用部分の床面積を除いた床面積）に応じ、別表3に定める額を助成することができる。

4 次の各号の一に該当する場合は、前2項の助成金にそれぞれ当該各号に定める助成金を加算することができる。

(1) 助成対象となる建築物に建て替える建築主が、当該建替え前の建築物に居住し、かつ、建替後の建築物に引き続き居住する場合、別表4に定める仮住居費助成

(2) 助成対象となる建築物に建て替える場合、別表4に定める除却費助成ただし、除却建築物がア又はイに該当する場合に限る

ア 耐火建築物又は準耐火建築物以外の建築物

イ 昭和56年6月1日時点の建築基準法施行令の適用を受けていない建築物

(3) 助成対象となる建築物に建て替える建築主が、当該建替え前の建築物から引越し、かつ引き続き建替え後の建築物に居住する場合、別表4に定める動産移転費助成

(4) 助成対象となる建築物に建て替える建築主が、当該建替え前の建築物に居住し、かつ引き続き建替え後の建築物に居住する場合、別表4に定める移転雑費助成

5 助成金は、助成対象の承認時に、第1項から第4項の規定により算出した額とする。

6 助成金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(助成対象の承認申請等)

第7条 助成金の交付を受けようとする者は、当該建築物に係る法第6条第1項及び法第6条の2の規定に基づく確認(以下「建築確認」という。)の申請手続きを行う際(前条第4項第2号の除却費助成の交付を受ける者にあつては、除却工事の着工前)、助成対象承認申請書(第1号様式)に別表5に定める書類を添付して区長に提出し、承認を受けなければならない。

2 区長は、前項の申請書が提出されたときは、その内容を審査し、助成の各要件に適合すると認めたときは、助成対象承認通知書(第2号様式)により、助成の各要件に適合しないと認めたときは、助成対象不承認通知書(第2号様式の2)により、当該申請者に通知する。

3 第1項の規定による申請をした者が、当該申請を取り下げようとするときは、取り下げ等届出書(第3号様式)により区長に届け出なければならない。この

場合において、当該助成対象承認申請は、最初からなかったものとみなす。

(建築主に対する指導等)

第8条 区長は、助成金の交付を受けようとする建築主に対して、必要があると認めるときは、当該建築物についての防災性能の強化が図られるよう助言・指導を行うことができる。

2 区長は、第6条第1項第5号の規定による助成を受けた建築物について、住戸の他用途への転用を防止するため、次に掲げる防止対策を講ずることができる。

(1) 建築主に対して、助成対象要件の遵守についての誓約書を提出させること。

(2) 建築主に対して、第6条第1項第5号の規定による助成を受けた建築物である旨の標示板を掲示させること。

(3) 建築主に対して、2年以内ごとに住戸の管理状況について報告を求めること。

(着工報告)

第9条 助成対象承認通知書を受けた者（以下「助成の承認を受けた者」という。）は、建築工事に着工したときは、建築工事着工報告書（第4号様式）に別表5に定める書類を添付して速やかに区長に提出しなければならない。

(変更の承認等)

第10条 助成の承認を受けた者が、助成対象となっている建築物の内容を変更しようとするときは建築変更承認申請書（第5号様式）を、また、建築主を変更しようとするときは建築主変更承認申請書（第5号様式の2）に別表5に定める書類をそれぞれ添付して区長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 区長は、前項の申請書が提出されたときは、その内容を審査し、助成対象の範囲内の変更を認めたときは建築変更承認通知書（第5号様式の3）又は、建築主変更承認通知書（第5号様式の4）により、また、助成対象の範囲内の変更が認められないときは助成対象承認取消通知書（第5号様式の5）により当該申請者に通知する。

(工事取り止め等)

第11条 助成の承認を受けた者が、次の一に該当する場合は、助成対象承認取消願（第11号様式）により、区長に願い出なければならない。

- (1) 建築工事を取り止めたとき。
- (2) 建築物の内容の変更又は建築主の変更により、この要綱に適合しなくなったとき。
- (3) 助成を辞退するとき。

2 区長は、前項の取消願が提出されたときは、当該助成対象承認を取り消し、助成対象承認取消通知書（第 11 号様式の 2）により当該申請者に通知する。
(中間検査等)

第 1 2 条 区長は、第 1 条の目的を達成するため必要があると認めるときは、建築工事の状況等について現場検査し、又は助成の承認を受けた者に、その報告を求めることができる。

2 区長は、前項に基づく検査又は報告により、当該建築に係る承認内容にしたがって遂行されていないと認めたときは、当該助成の承認を受けた者に対して、承認内容にしたがって遂行すべきことを命ずることができる。

(助成金の交付申請等)

第 1 3 条 助成の承認を受けた者は、建築工事が完了したときは、建築工事完了報告書(第 6 号様式)、助成金交付申請書(第 7 号様式)及び別表 5 に定める書類を添付して速やかに区長に提出しなければならない。

(助成金の交付決定)

第 1 4 条 区長は、前条の申請書が提出されたときは、その内容の審査及び現場検査を行い、助成承認の内容に適合したものであると認めたときは、助成金の交付及びその額を決定し、助成金交付決定通知書（第 8 号様式）により当該申請者に通知する。

2 区長は、前項の審査及び現場検査の結果、助成承認の内容に適合しないと認めたときは、この助成承認の内容に適合させるための措置をとることを命ずることができる。

3 前項の命令により、必要な措置を講じた場合については、第 1 3 条の規定を準用する。

4 第 2 項の命令による必要な措置を講じない場合については、助成金不交付決定通知書（第 8 号様式の 2）により当該申請者に通知する。

(助成金の交付)

第 1 5 条 助成金の交付決定を受けた者は、助成金交付請求書（第 9 号様式）を

速やかに区長に提出しなければならない。

2 区長は、前項の請求書が提出されたときは、助成金を速やかに交付するものとする。

(実績報告書の提出)

第15条の2 助成を受けた者は、次に掲げる事項を記載した実績報告書（第12号様式）を区長に提出しなければならない。

(1) 建築物の概要

(2) 助成金に係る収支計算書

(補助金等の額の確定)

第15条の3 区長は、前条の規定による実績報告書が提出されたときは、審査を行い、助成の各要件に適合すると認めるときは、当該申請者に助成金額確定通知書（第13号様式）により当該申請者に通知する。

(決定の取消等)

第16条 区長は、助成の承認を受けた者又は助成金の交付決定を受けた者が、次の各号の一に該当するときは、当該承認又は決定を取り消すことができる。助成金の額の確定があった後においても同様とする。

(1) 法及び他の関係法令に違反したとき。

(2) 都市計画法第12条の4の規定に基づく地区計画等に適合しなくなったとき。

(3) 虚偽の申請その他不正な手段により助成対象の承認を受け、又は助成金の交付決定を受けたとき。

(4) 前3号に定めるほか、この要綱に違反したとき。

2 区長は、前項の規定に基づき承認又は決定を取り消したときは、助成対象承認取消通知書（第10号様式）又は助成金交付決定取消通知書（第10号様式の2）により当該承認又は交付決定を受けた者に通知する。

3 区長は、第1項の規定に基づき助成金の交付決定を取り消した場合において、既に助成金が交付されているときには、その助成金を返還させなければならない。(建築物の管理義務等)

第17条 助成に係る建築物の管理者は、建築物を常に防災上安全かつ良好な状態に管理しなければならない。

(申請書類の著作権処理)

第18条 この要綱の定めに基づき申請者が提出する書類において、図面や写真等の著作物を利用や記載等をする場合、著作権法（昭和45年法律第48号）第21条に定める複製権、同法第22条の2に定める上映権、同法第23条第1項に定める公衆送信権、同条第2項に定める公の伝達権等の権利について、申請者は、著作物を国、都及び区が利用することに関して、当該著作物の著作権者から同法第63条に定める著作物の利用の許諾を事前に得なければならない。

(補則)

第19条 この要綱に定めのない事項は、東京都板橋区補助金等交付規則（昭和42年3月31日東京都板橋区規則第3号）の定めるところによるものとし、その他助成に関して必要な事項は別にまちづくり推進室長が定める。

付 則

- 1 この要綱は、平成2年5月19日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、既に確認申請を受け、未だ当該建築物が完成していないもの、又は建築確認を申請中であるものについては、この要綱を適用する。また、第3条第1項の規定による不燃化促進区域の指定の際、既に確認申請を受け、未だ当該建築物が完成していないもの、又は建築確認を申請中であるものについても、同様とする。
- 3 前項の規定により助成金を受けようとする者は、第7条第1項の規定にかかわらず、速やかに助成対象承認申請を行うものとする。

付 則

- 1 この要綱の一部改正は、平成3年7月5日から施行する。
- 2 助成金の額は、施行日以前に助成金の交付を決定したものについては、改正前の別表1を適用する。
- 3 大都市地域住宅供給型一般建築助成費及び大都市地域住宅供給型共同建築助成費については、別途区長が定める日から施行する。

(平成3年8月17日区長決定)

付 則

この要綱の一部改正は、平成5年1月1日から施行する。

付 則

この要綱の一部改正は、平成7年6月27日から施行する。

付 則

この要綱の一部改正は、平成10年6月12日から施行し、平成10年4月8日から適用する。

付 則

- 1 この要綱の一部改正は、平成11年6月11日から施行する。
- 2 この要綱の一部改正による改正後の別表の規定は、平成11年4月1日以後に行う助成金の交付決定から適用し、同日前に交付決定した助成金の額については、なお、従前の例による。
- 3 この要綱の一部改正の施行の際、現に申請書を受理しているものに係る助成対象建築物及び助成金交付決定の取消しについては、なお、従前の例による。

付 則

- 1 この要綱の一部改正は、平成14年7月1日から施行する。
- 2 この要綱の一部改正による改正後の別表の規定は、平成14年5月10日以後に行う助成金の交付決定から適用し、同日前に交付決定した助成金の額については、なお、従前の例による。
- 3 この要綱の一部改正の施行の際、現に申請書を受理しているものに係る助成対象建築物及び助成金交付決定の取消しについては、なお、従前の例による。

付 則

- 1 この要綱の一部改正は、平成16年4月7日から施行する。
- 2 この要綱の一部改正による改正後の別表の規定は、平成16年4月1日以後に行う助成金の交付決定から適用し、同日前に交付決定した助成金の額については、なお、従前の例による。
- 3 この要綱の一部改正の施行の際、現に申請書を受理しているものに係る助成対象建築物及び助成金交付決定の取消しについては、なお、従前の例による。

付 則

- 1 この要綱の一部改正は、平成21年6月15日から施行する。

付 則

- 1 この要綱の一部改正は、平成22年2月18日から施行する。
- 2 この要綱の一部改正の施行の際、既に確認申請を受け、未だ当該建築物が完

成していないもの、又は建築確認を申請中であるものについては、この要綱を適用する。また、第3条第1項の規定による不燃化促進区域の指定の際、既に確認申請を受け、未だ当該建築物が完成していないもの、又は建築確認を申請中であるものについても、同様とする。

- 3 前項の規定により助成金を受けようとする者は、第7条第1項の規定にかかわらず、速やかに助成対象承認申請を行うものとする。

付 則

- 1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

付 則

- 1 この要綱は、区長決定の日から施行する。

付 則

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

付 則

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

付 則

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表 1

(第6条第2項関係)

(耐火)

対象床面積	金額	
	① 一般建築助成費	②・③ 共同建築助成費 協調建築助成費
～ 5㎡未満	0 千円	0 千円
5㎡以上 ～ 10㎡未満	98 千円	131 千円
10㎡以上 ～ 15㎡未満	197 千円	262 千円
15㎡以上 ～ 20㎡未満	295 千円	393 千円
20㎡以上 ～ 25㎡未満	394 千円	524 千円
25㎡以上 ～ 30㎡未満	492 千円	655 千円
30㎡以上 ～ 35㎡未満	591 千円	786 千円
35㎡以上 ～ 40㎡未満	689 千円	917 千円
40㎡以上 ～ 45㎡未満	788 千円	1,048 千円
45㎡以上 ～ 50㎡未満	886 千円	1,179 千円
50㎡以上 ～ 60㎡未満	985 千円	1,310 千円
60㎡以上 ～ 70㎡未満	1,182 千円	1,572 千円
70㎡以上 ～ 80㎡未満	1,379 千円	1,834 千円
80㎡以上 ～ 90㎡未満	1,576 千円	2,096 千円
90㎡以上 ～ 100㎡未満	1,773 千円	2,358 千円
100㎡以上 ～ 110㎡未満	1,970 千円	2,620 千円
110㎡以上 ～ 120㎡未満	2,167 千円	2,882 千円
120㎡以上 ～ 130㎡未満	2,364 千円	3,144 千円
130㎡以上 ～ 140㎡未満	2,561 千円	3,406 千円
140㎡以上 ～ 150㎡未満	2,758 千円	3,668 千円
150㎡以上 ～ 160㎡未満	2,955 千円	3,930 千円
160㎡以上 ～ 170㎡未満	3,152 千円	4,192 千円
170㎡以上 ～ 175㎡未満	3,349 千円	4,454 千円
175㎡以上 ～ 180㎡未満	3,447 千円	4,585 千円
180㎡以上 ～ 200㎡未満	3,496 千円	4,650 千円
200㎡以上 ～ 220㎡未満	3,693 千円	4,912 千円
220㎡以上 ～ 240㎡未満	3,890 千円	5,174 千円
240㎡以上 ～ 260㎡未満	4,087 千円	5,436 千円
260㎡以上 ～ 280㎡未満	4,284 千円	5,698 千円
280㎡以上 ～ 300㎡未満	4,481 千円	5,960 千円
300㎡以上 ～ 320㎡未満	4,678 千円	6,222 千円
320㎡以上 ～ 340㎡未満	4,875 千円	6,484 千円
340㎡以上 ～ 360㎡未満	5,072 千円	6,746 千円
360㎡以上 ～ 380㎡未満	5,269 千円	7,008 千円
380㎡以上 ～ 400㎡未満	5,466 千円	7,270 千円
400㎡以上 ～ 420㎡未満	5,663 千円	7,532 千円
420㎡以上 ～ 440㎡未満	5,860 千円	7,794 千円
440㎡以上 ～ 460㎡未満	6,057 千円	8,056 千円
460㎡以上 ～ 480㎡未満	6,254 千円	8,318 千円
480㎡以上 ～ 500㎡未満	6,451 千円	8,580 千円
500㎡以上 ～ 550㎡未満	6,648 千円	8,842 千円
550㎡以上 ～ 600㎡未満	6,944 千円	9,235 千円
600㎡以上 ～ 650㎡未満	7,239 千円	9,628 千円
650㎡以上 ～ 700㎡未満	7,535 千円	10,021 千円
700㎡以上 ～ 750㎡未満	7,830 千円	10,414 千円
750㎡以上 ～ 800㎡未満	8,126 千円	10,807 千円
800㎡以上 ～ 850㎡未満	8,421 千円	11,200 千円
850㎡以上 ～ 900㎡未満	8,717 千円	11,593 千円
900㎡以上 ～ 950㎡未満	9,012 千円	11,986 千円
950㎡以上 ～ 1,000㎡未満	9,308 千円	12,379 千円
1,000㎡以上 ～	9,603 千円	12,772 千円

- (注) 1 対象床面積とは、助成対象建築物の1階から3階までの床面積の合計をいう。
2 共同建築の場合においては、助成対象建築物の1階から3階までの床面積の合計を各建築主(助成金の交付申請をする者に限る。)の所有床面積の割合に応じてあん分して得た面積(所有床面積を限度とする。)をそれぞれの対象面積とする。

別表 1-2

(第6条第2項関係)

(準耐火)

対象床面積	金額	
	①-2 一般建築助成費	②-2・③-2 共同建築助成費 協調建築助成費
～ 5㎡未満	0 千円	0 千円
5㎡以上 ～ 10㎡未満	75 千円	100 千円
10㎡以上 ～ 15㎡未満	151 千円	201 千円
15㎡以上 ～ 20㎡未満	226 千円	301 千円
20㎡以上 ～ 25㎡未満	302 千円	402 千円
25㎡以上 ～ 30㎡未満	377 千円	502 千円
30㎡以上 ～ 35㎡未満	453 千円	603 千円
35㎡以上 ～ 40㎡未満	528 千円	703 千円
40㎡以上 ～ 45㎡未満	604 千円	804 千円
45㎡以上 ～ 50㎡未満	679 千円	904 千円
50㎡以上 ～ 60㎡未満	755 千円	1,005 千円
60㎡以上 ～ 70㎡未満	906 千円	1,206 千円
70㎡以上 ～ 80㎡未満	1,057 千円	1,407 千円
80㎡以上 ～ 90㎡未満	1,208 千円	1,608 千円
90㎡以上 ～ 100㎡未満	1,359 千円	1,809 千円
100㎡以上 ～ 110㎡未満	1,510 千円	2,010 千円
110㎡以上 ～ 120㎡未満	1,661 千円	2,211 千円
120㎡以上 ～ 130㎡未満	1,812 千円	2,412 千円
130㎡以上 ～ 140㎡未満	1,963 千円	2,613 千円
140㎡以上 ～ 150㎡未満	2,114 千円	2,814 千円
150㎡以上 ～ 160㎡未満	2,265 千円	3,015 千円
160㎡以上 ～ 170㎡未満	2,416 千円	3,216 千円
170㎡以上 ～ 175㎡未満	2,567 千円	3,417 千円
175㎡以上 ～ 180㎡未満	2,642 千円	3,517 千円
180㎡以上 ～ 200㎡未満	2,680 千円	3,567 千円
200㎡以上 ～ 220㎡未満	2,831 千円	3,768 千円
220㎡以上 ～ 240㎡未満	2,982 千円	3,969 千円
240㎡以上 ～ 260㎡未満	3,133 千円	4,170 千円
260㎡以上 ～ 280㎡未満	3,284 千円	4,371 千円
280㎡以上 ～ 300㎡未満	3,435 千円	4,572 千円
300㎡以上 ～ 320㎡未満	3,586 千円	4,773 千円
320㎡以上 ～ 340㎡未満	3,737 千円	4,974 千円
340㎡以上 ～ 360㎡未満	3,888 千円	5,175 千円
360㎡以上 ～ 380㎡未満	4,039 千円	5,376 千円
380㎡以上 ～ 400㎡未満	4,190 千円	5,577 千円
400㎡以上 ～ 420㎡未満	4,341 千円	5,778 千円
420㎡以上 ～ 440㎡未満	4,492 千円	5,979 千円
440㎡以上 ～ 460㎡未満	4,643 千円	6,180 千円
460㎡以上 ～ 480㎡未満	4,794 千円	6,381 千円
480㎡以上 ～ 500㎡未満	4,945 千円	6,582 千円
500㎡以上 ～ 550㎡未満	5,096 千円	6,783 千円
550㎡以上 ～ 600㎡未満	5,322 千円	7,085 千円
600㎡以上 ～ 650㎡未満	5,549 千円	7,386 千円
650㎡以上 ～ 700㎡未満	5,775 千円	7,688 千円
700㎡以上 ～ 750㎡未満	6,002 千円	7,989 千円
750㎡以上 ～ 800㎡未満	6,228 千円	8,291 千円
800㎡以上 ～ 850㎡未満	6,455 千円	8,592 千円
850㎡以上 ～ 900㎡未満	6,681 千円	8,894 千円
900㎡以上 ～ 950㎡未満	6,908 千円	9,195 千円
950㎡以上 ～ 1,000㎡未満	7,134 千円	9,497 千円
1,000㎡以上 ～	7,361 千円	9,798 千円

- (注) 1 対象床面積とは、助成対象建築物の1階から3階までの床面積の合計をいう。
2 共同建築の場合においては、助成対象建築物の1階から3階までの床面積の合計を各建築主(助成金の交付申請をする者に限る。)の所有床面積の割合に応じてあん分して得た面積(所有床面積を限度とする。)をそれぞれの対象面積とする。

別表 2

(第6条第2項関係)

(耐火)

対象床面積		④		⑤	
		大都市地域住宅供給型 一般建築助成費		大都市地域住宅供給型 共同建築助成費	
～	5㎡未満	0	千円	0	千円
5㎡以上	～ 10㎡未満	98	千円	131	千円
10㎡以上	～ 15㎡未満	197	千円	262	千円
15㎡以上	～ 20㎡未満	295	千円	393	千円
20㎡以上	～ 25㎡未満	394	千円	524	千円
25㎡以上	～ 30㎡未満	492	千円	655	千円
30㎡以上	～ 35㎡未満	591	千円	786	千円
35㎡以上	～ 40㎡未満	689	千円	917	千円
40㎡以上	～ 45㎡未満	788	千円	1,048	千円
45㎡以上	～ 50㎡未満	886	千円	1,179	千円
50㎡以上	～ 60㎡未満	985	千円	1,310	千円
60㎡以上	～ 70㎡未満	1,182	千円	1,572	千円
70㎡以上	～ 80㎡未満	1,379	千円	1,834	千円
80㎡以上	～ 90㎡未満	1,576	千円	2,096	千円
90㎡以上	～ 100㎡未満	1,773	千円	2,358	千円
100㎡以上	～ 110㎡未満	1,970	千円	2,620	千円
110㎡以上	～ 120㎡未満	2,167	千円	2,882	千円
120㎡以上	～ 130㎡未満	2,364	千円	3,144	千円
130㎡以上	～ 140㎡未満	2,561	千円	3,406	千円
140㎡以上	～ 150㎡未満	2,758	千円	3,668	千円
150㎡以上	～ 160㎡未満	2,955	千円	3,930	千円
160㎡以上	～ 170㎡未満	3,152	千円	4,192	千円
170㎡以上	～ 175㎡未満	3,349	千円	4,454	千円
175㎡以上	～ 180㎡未満	3,447	千円	4,585	千円
180㎡以上	～ 200㎡未満	3,513	千円	4,672	千円
200㎡以上	～ 220㎡未満	3,775	千円	5,021	千円
220㎡以上	～ 240㎡未満	4,038	千円	5,371	千円
240㎡以上	～ 260㎡未満	4,301	千円	5,720	千円
260㎡以上	～ 280㎡未満	4,563	千円	6,069	千円
280㎡以上	～ 300㎡未満	4,826	千円	6,419	千円
300㎡以上	～ 320㎡未満	5,089	千円	6,768	千円
320㎡以上	～ 340㎡未満	5,351	千円	7,117	千円
340㎡以上	～ 360㎡未満	5,614	千円	7,467	千円
360㎡以上	～ 380㎡未満	5,877	千円	7,816	千円
380㎡以上	～ 400㎡未満	6,139	千円	8,165	千円
400㎡以上	～ 420㎡未満	6,402	千円	8,515	千円
420㎡以上	～ 440㎡未満	6,665	千円	8,864	千円
440㎡以上	～ 460㎡未満	6,927	千円	9,213	千円
460㎡以上	～ 480㎡未満	7,190	千円	9,563	千円
480㎡以上	～ 500㎡未満	7,453	千円	9,912	千円
500㎡以上	～ 550㎡未満	7,715	千円	10,261	千円
550㎡以上	～ 600㎡未満	8,011	千円	10,654	千円
600㎡以上	～ 650㎡未満	8,306	千円	11,047	千円
650㎡以上	～ 700㎡未満	8,602	千円	11,440	千円
700㎡以上	～ 750㎡未満	8,897	千円	11,833	千円
750㎡以上	～ 800㎡未満	9,193	千円	12,226	千円
800㎡以上	～ 850㎡未満	9,488	千円	12,619	千円
850㎡以上	～ 900㎡未満	9,784	千円	13,012	千円
900㎡以上	～ 950㎡未満	10,079	千円	13,405	千円
950㎡以上	～ 1,000㎡未満	10,375	千円	13,798	千円
1,000㎡以上	～	10,670	千円	14,191	千円

(注) 1 対象床面積とは、助成対象建築物の1階から3階までの床面積の合計をいう。

2 共同建築の場合においては、助成対象建築物の1階から3階までの床面積の合計を各建築主(助成金の交付申請をする者に限る。)の所有床面積の割合に応じてあん分して得た面積(所有床面積を限度とする。)をそれぞれの対象面積とする。

別表 2-2

(第6条第2項関係)

(準耐火)

対象床面積		④-2 大都市地域住宅供給型 一般建築助成費		⑤-2 大都市地域住宅供給型 共同建築助成費	
		千円	千円	千円	千円
～	5㎡未満	0	千円	0	千円
5㎡以上	～ 10㎡未満	75	千円	100	千円
10㎡以上	～ 15㎡未満	151	千円	201	千円
15㎡以上	～ 20㎡未満	226	千円	301	千円
20㎡以上	～ 25㎡未満	302	千円	402	千円
25㎡以上	～ 30㎡未満	377	千円	502	千円
30㎡以上	～ 35㎡未満	453	千円	603	千円
35㎡以上	～ 40㎡未満	528	千円	703	千円
40㎡以上	～ 45㎡未満	604	千円	804	千円
45㎡以上	～ 50㎡未満	679	千円	904	千円
50㎡以上	～ 60㎡未満	755	千円	1,005	千円
60㎡以上	～ 70㎡未満	906	千円	1,206	千円
70㎡以上	～ 80㎡未満	1,057	千円	1,407	千円
80㎡以上	～ 90㎡未満	1,208	千円	1,608	千円
90㎡以上	～ 100㎡未満	1,359	千円	1,809	千円
100㎡以上	～ 110㎡未満	1,510	千円	2,010	千円
110㎡以上	～ 120㎡未満	1,661	千円	2,211	千円
120㎡以上	～ 130㎡未満	1,812	千円	2,412	千円
130㎡以上	～ 140㎡未満	1,963	千円	2,613	千円
140㎡以上	～ 150㎡未満	2,114	千円	2,814	千円
150㎡以上	～ 160㎡未満	2,265	千円	3,015	千円
160㎡以上	～ 170㎡未満	2,416	千円	3,216	千円
170㎡以上	～ 175㎡未満	2,567	千円	3,417	千円
175㎡以上	～ 180㎡未満	2,642	千円	3,517	千円
180㎡以上	～ 200㎡未満	2,692	千円	3,584	千円
200㎡以上	～ 220㎡未満	2,894	千円	3,852	千円
220㎡以上	～ 240㎡未満	3,095	千円	4,120	千円
240㎡以上	～ 260㎡未満	3,296	千円	4,388	千円
260㎡以上	～ 280㎡未満	3,498	千円	4,656	千円
280㎡以上	～ 300㎡未満	3,699	千円	4,924	千円
300㎡以上	～ 320㎡未満	3,900	千円	5,192	千円
320㎡以上	～ 340㎡未満	4,102	千円	5,460	千円
340㎡以上	～ 360㎡未満	4,303	千円	5,728	千円
360㎡以上	～ 380㎡未満	4,504	千円	5,996	千円
380㎡以上	～ 400㎡未満	4,706	千円	6,264	千円
400㎡以上	～ 420㎡未満	4,907	千円	6,532	千円
420㎡以上	～ 440㎡未満	5,108	千円	6,800	千円
440㎡以上	～ 460㎡未満	5,310	千円	7,068	千円
460㎡以上	～ 480㎡未満	5,511	千円	7,336	千円
480㎡以上	～ 500㎡未満	5,712	千円	7,604	千円
500㎡以上	～ 550㎡未満	5,914	千円	7,872	千円
550㎡以上	～ 600㎡未満	6,140	千円	8,174	千円
600㎡以上	～ 650㎡未満	6,367	千円	8,475	千円
650㎡以上	～ 700㎡未満	6,593	千円	8,777	千円
700㎡以上	～ 750㎡未満	6,820	千円	9,078	千円
750㎡以上	～ 800㎡未満	7,046	千円	9,380	千円
800㎡以上	～ 850㎡未満	7,273	千円	9,681	千円
850㎡以上	～ 900㎡未満	7,499	千円	9,983	千円
900㎡以上	～ 950㎡未満	7,726	千円	10,284	千円
950㎡以上	～ 1,000㎡未満	7,952	千円	10,586	千円
1,000㎡以上	～	8,179	千円	10,887	千円

- (注) 1 対象床面積とは、助成対象建築物の1階から3階までの床面積の合計をいう。
2 共同建築の場合においては、助成対象建築物の1階から3階までの床面積の合計を各建築主(助成金の交付申請をする者に限る。)の所有床面積の割合に応じてあん分して得た面積(所有床面積を限度とする。)をそれぞれの対象面積とする。

別表 3

(第6条第3項関係)

表2 住宅型不燃建築物助成額表

(4階以上の対象床面積に対する助成額)

対象床面積	金額	対象床面積	金額	対象床面積	金額
55㎡以上～60㎡未満	985千円	180㎡以上～200㎡未満	3,496千円	460㎡以上～480㎡未満	6,254千円
60㎡以上～70㎡未満	1,182千円	200㎡以上～220㎡未満	3,693千円	480㎡以上～500㎡未満	6,451千円
70㎡以上～80㎡未満	1,379千円	220㎡以上～240㎡未満	3,890千円	500㎡以上～550㎡未満	6,648千円
80㎡以上～90㎡未満	1,576千円	240㎡以上～260㎡未満	4,087千円	550㎡以上～600㎡未満	6,944千円
90㎡以上～100㎡未満	1,773千円	260㎡以上～280㎡未満	4,284千円	600㎡以上～650㎡未満	7,239千円
100㎡以上～110㎡未満	1,970千円	280㎡以上～300㎡未満	4,481千円	650㎡以上～700㎡未満	7,535千円
110㎡以上～120㎡未満	2,167千円	300㎡以上～320㎡未満	4,678千円	700㎡以上～750㎡未満	7,830千円
120㎡以上～130㎡未満	2,364千円	320㎡以上～340㎡未満	4,875千円	750㎡以上～800㎡未満	8,126千円
130㎡以上～140㎡未満	2,561千円	340㎡以上～360㎡未満	5,072千円	800㎡以上～850㎡未満	8,421千円
140㎡以上～150㎡未満	2,758千円	360㎡以上～380㎡未満	5,269千円	850㎡以上～900㎡未満	8,717千円
150㎡以上～160㎡未満	2,955千円	380㎡以上～400㎡未満	5,466千円	900㎡以上～950㎡未満	9,012千円
160㎡以上～170㎡未満	3,152千円	400㎡以上～420㎡未満	5,663千円	950㎡以上～1,000㎡未満	9,308千円
170㎡以上～175㎡未満	3,349千円	420㎡以上～440㎡未満	5,860千円	1,000㎡以上～	9,603千円
175㎡以上～180㎡未満	3,447千円	440㎡以上～460㎡未満	6,057千円		

- 注) 1 対象床面積とは、助成対象建築物の階数が4階以上の階の55平方メートル以上の専用床面積(バルコニー等を除く)合計をいう。
- 2 共同建築の場合においては、助成対象建築物の階数が4階以上の階の住戸専用部分の床面積の合計を、各建築主(助成金の交付申請をする者に限る。)所有床面積の割合に応じてあん分して得た面積(所有床面積を限度とする。)をそれぞれの対象床面積とする。

別表 4

(第6条第4項関係)

仮住居費助成	1 建築主につき 300 千円	
除却費助成 (宅建業者等による除却も助成対象)	1 m ² 当たり国単価を乗じて得た額※ ※国単価とは、「住宅局所管事業に係る標準建設費について」における単価	
動産移転費助成	転出・戻り入居の場合 1 建築主につき 180 千円	
移転雑費助成	1 建築主につき 540 千円	移転雑費の費目の中で、建築工事に密接な関係があり、支出が明確で品質確保や権利保全の上で重要なもの ① 建築確認申請手数料 ② 工事監理費 ③ 登録免許税 (登記手数料)

(注) 移転雑費助成で、交通費・報酬や日当など確認・検証が困難なもの及び設計費 (国費が助成対象) は、助成対象外。

別表5（第7条・第9条・第10条・第13条） 添付書類

添付書類は、下記に示すほか、区長が必要と認めるものとする。

添付書類名	① 設 計 図 書					② 敷地に関する権利を 証する書類			③ 共同及び協調 建築物に関する 書類		④ その他区長が必要と認める書類									
	ア 案内図	イ 配置図	ウ 平面図	エ 立面図	オ その他仕様書等	ア 登記簿（土地） の全部事項	イ 地図（公図） の写し	ウ 借地承諾書の 写し	ア 登記簿（建物） の全部事項	イ 協定書の写し	ア*1 確認済証等の 写し	イ*1 検査済証の写し	ウ 商業登記簿謄 本	エ 委任状	オ 印鑑証明書	カ 住民票の写し	キ 工程表	ク 完成写真	コ*4 納税証明書等	
適用建築物	全部					全部			借地 の場合	共同 建築 の場合	協調 建築 の場合	全部		法人 の 場合	建築 主が 2人 以上	全部	仮住居費 助成対象	全部		
第7条	助成対象の承認申請等		○	○	○	○	○	○	○	○			○	○		○				
第9条	着工報告																			○
*3 第10条	変更承認等	内容の変更	○	○	○	○	○													
		建築主の変更						○						○	○					
第13条	完了報告及び 助成金の交付申請								○			○			○*2	○				○ 完了後 のもの

*1 建築基準法に基づくもの

*2 交付申請書類の印鑑は、実印を使用し、印鑑証明書を添付してください。

*3 第10条の変更承認等の添付書類は、変更内容により不要な場合や別に必要な場合があります。

*4 ● 個人については、次のいずれかに該当する場合は、住民税（課税されている方は軽自動車税も）の領収書の写し若しくは納税証明書又は非課税証明書を添付するものとする。

(1) 助成金交付申請書（第7号様式）において、区税納付状況調査に関する同意をしない場合

(2) 区外に居住している場合

(3) 区外からの転入者で、転入前の自治体において課税されている場合

● 法人については、法人住民税の領収書の写し又は納税証明書を添付するものとする。ただし、非課税の場合は申告書（控）の写し、免除の場合は免除決定通知書の写しを添付するものとする。

年 月 日

（あて先） 板橋区長

住所
(フリガナ)
申請者 氏名
電話
(法人にあっては名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名)

助成対象承認申請書

東京都板橋区都市防災不燃化促進助成金交付要綱に基づく助成金について、助成対象の承認を受けたいので、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

不燃化促進区域名			
助成の種類	①一般建築 ②共同・協調建築 ③大都市地域住宅供給型一般建築 ④大都市地域住宅供給型共同建築 ⑤住宅型不燃建築 ⑥仮住居 ⑦除却費 ⑧動産移転費 ⑨移転雑費		
建築場所	東京都板橋区 (住居表示 板橋区 丁目 丁目 番 番 号)		
助成を受けようとする建築主 (共同建築の場合のみ記入)	番号	氏名	住所(電話)
	1		
	2		
	3		
	4		
	5		

建築物の概要 * 欄外 注意 事項 参照	建築物の名称		工事種別						
	主要用途		構造						
	階数		高さ						
			計画部分		計画以外の部分		合計		
	敷地面積		m ² (m ²)				m ² (m ²)		
	建築面積		m ²		m ²		m ²		
	延べ床面積		m ² (m ²)		m ²		m ² (m ²)		
	住宅部分 床面積		m ² (m ²)		m ²		m ² (m ²)		
	3階までの 対象床面積		m ²		4階以上の 対象床面積		m ²		
	住宅戸数		戸		自己使用分 の住宅戸数		戸		
					55 m ² 以上の 住宅戸数		戸		
工事予定		着工		年月日		完了		年月日	
除却 建築物	用途		構造・階数						
	建築面積		m ²		延べ床面積		m ²		
申請 者の 資格 等	<p>該当する項目に○印を付けてください。</p> <p>(1) 私は、上記敷地の権利（所有権・借地権）を有しています。</p> <p>(2) 私（会社）は、中小企業基本法第2条に規定する中小企業です。 （主な事業） （従業員数） （資本金又は出資の総額）</p> <p>(3) 宅地建物取引業法2条第3号に規定する宅地建物取引業者ですが 東京都板橋区都市防災不燃化促進助成金交付要綱第5条(3)の項目に 該当します。</p> <p>(4) その他</p>								

(注意事項)

() 内は、建築物の一部が都市計画施設内にかかる場合について、当該区域の「外」の部分の面積を記入してください。

様

東京都板橋区長

助成対象承認通知書

年 月 日付で申請のあった、東京都板橋区都市防災不燃化促進助成金交付要綱に基づく助成金の助成対象の承認について審査した結果、下記のとおり助成の対象となることを確認したので通知します。

記

不燃化促進区域名			
助成の種類	①一般建築 ②共同・協調建築 ③大都市地域住宅供給型一般建築 ④大都市地域住宅供給型共同建築 ⑤住宅型不燃建築 ⑥仮住居 ⑦除却費 ⑧動産移転費 ⑨移転雑費		
建築場所	東京都板橋区 丁目 番 (住居表示 板橋区 丁目 番 号)		
助成対象となる建築主 (共同建築の場合のみ記入)	番号	氏名	住所(電話)
	1		
	2		
	3		
	4		
	5		

※裏面に注意事項の記載があります。

注 意 事 項

助成の承認を受けた者が、次の各号の一に該当するときは、当該承認を取り消すことがあります。この場合において、申請者に損害を与えることがあっても、その責は負いません。

- (1) 建築基準法及び他の関係法令に違反したとき。
- (2) 地区計画等に定められた計画に適合しなくなったとき。
- (3) 虚偽の申請その他不正な手段により助成対象の承認を受け、又は助成の交付決定を受けたとき。
- (4) 板橋区都市防災不燃化促進助成金交付要綱に違反したとき。

第2号様式の2（第7条関係）

第 号
年 月 日

様

東京都板橋区長

助成対象不承認通知書

年 月 日付で申請のあった、東京都板橋区都市防災不燃化促進助成金交付要綱に基づく助成金の助成対象の承認について、審査した結果、下記の理由により助成の対象にならないので通知します。

記

理由

第3号様式（第7条関係）

年 月 日

（あて先） 板橋区長

申請者 住所
氏名
電話
（法人にあつては名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）

取り下げ等届出書

年 月 日付で、東京都板橋区都市防災不燃化促進助成金交付要綱に基づき助成対象承認申請を行った建築物について、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 届出の内容
- 2 届出の理由
- 3 その他

年 月 日

（あて先） 板橋区長

申請者 住所
氏名
電話
（法人にあつては名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）

建築工事着工報告書

年 月 日付 第 号で助成対象の承認を受けた建築物の建築工事について、下記のとおり着工したので報告します。

記

- 1 工事着工日 年 月 日
工事完了予定日 年 月 日 （工期 約 年 箇月）
- 2 工事監理者
住所
氏名
電話
- 3 工事施工者
住所
氏名
電話

第 5 号様式（第 10 条関係）

年 月 日

（あて先） 板橋区長

住所
申請者 氏名
電話
（法人にあつては名称、主たる事務所
の所在地及び代表者の氏名）

建築変更承認申請書

年 月 日付 第 号で助成対象の承認を受けた建築物の建築について、下記のとおり変更の承認を受けたいので申請します。

記

1 変更内容

2 変更理由

3 添付書類
別添のとおり

第 5 号様式の 2 (第 10 条関係)

年 月 日

(あて先) 板橋区長

申請者 住所
氏名
電話
(法人にあつては名称、主たる事務所
の所在地及び代表者の氏名)

建築主変更承認申請書

年 月 日付 第 号で助成対象の承認を受けた建築物に係る建築主について、下記のとおり変更の承認を受けたいので申請します。

記

建築主	変更前	住所
		氏名
	変更後	住所
		氏名
変更理由		
変更後の建築主の資格等	<p>該当する項目に○印を付けてください。</p> <p>(1) 私は、敷地の権利(所有権・借地権)を有しています。</p> <p>(2) 私は(会社)は、中小企業基本法第2条に規定する中小企業です。 (主な事業) (従業員数) (資本金又は出資の総額)</p> <p>(3) 宅地建物取引業法2条第3号に規定する宅地建物取引業者ですが東京都板橋区都市防災不燃化促進助成金交付要綱第5条(3)の項目に該当します。</p> <p>(4) その他</p>	

(注意事項) 敷地の権利を有していることを証する書類と法人については商業登記簿謄本を添付してください。

第5号様式の3（第10条関係）

第 号
年 月 日

様

東京都板橋区長

建築変更承認通知書

年 月 日付で申請のあった、東京都板橋区都市防災不燃化促進助成金
交付要綱に基づく建築変更承認について審査した結果、下記のとおり助成対象の
範囲内の変更と認めたので通知します。

記

申請者	住所	
	氏名	
変更内容		

第 号
年 月 日

様

東京都板橋区長

建築主変更承認通知書

年 月 日付で申請のあった、東京都板橋区都市防災不燃化促進助成金交付要綱に基づく建築主変更承認について審査した結果、下記のとおり助成対象の範囲内の変更と認めたので通知します。

記

建 築 主	変 更 前	住所	
		氏名	
建 築 主	変 更 後	住所	
		氏名	

第 5 号様式の 5（第 10 条関係）

第 号
年 月 日

様

東京都板橋区長

助成対象承認取消通知書

年 月 日付で申請のあった、東京都板橋区都市防災不燃化促進助成金交付要綱に基づく（建築内容・建築主）変更承認について審査した結果、下記の理由により助成の対象とならないこととなったので、年 月 日付 第 号による助成対象承認は、これを取り消したので通知します。

記

理由

第6号様式（第13条関係）

年 月 日

（あて先） 板橋区長

申請者 住所
氏名
電話
（法人にあつては名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）

建築工事完了報告書

年 月 日付 第 号で助成対象の承認を受けた建築物の建築工事が完了したので、下記のとおり報告いたします。

記

- 1 工事完了日
年 月 日（工期 約 年 箇月）

年 月 日

（あて先） 板橋区長

申請者 住所
氏名 印
電話
（法人にあつては名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）

助成金交付申請書

東京都板橋区都市防災不燃化促進助成金交付要綱に基づく助成金の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

建築場所	東京都板橋区 (住居表示 板橋区 丁目 番号)		
助成を受けようとする建築主	番号	氏名	住所(電話)
	1		
	2		
	3		
	4		
	5		
交付申請額			
工事期間	着工 完了	年 月 日 年 月 日	
助成対象承認番号	年 月 日付 第 号		
<区税納付状況調査に関する同意（個人の場合）> 補助金交付に係る審査にあたり、板橋区が保有する私の区税の納付状況を確認することに同意します <input type="checkbox"/> , 同意しない <input type="checkbox"/> （どちらかに✓を記入） ※同意しない場合は、別途提出書類を求めます。			

第 号
年 月 日

様

東京都板橋区長

助成金交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった東京都板橋区都市防災不燃化促進助成金交付要綱に基づく助成金については、下記のとおり交付することに決定したので通知します。

記

助成対象者（建築主）の住所・氏名	住所 氏名
建築場所	東京都板橋区 丁目 番地 (住居表示 板橋区 丁目 番 号)
助成対象承認番号	年 月 日付 第 号
交付額	
備考	

この交付決定の内容に異議があるときは、この交付決定の通知受領後 1 4 日以内に、申請を取り下げることができます。

※裏面に注意事項の記載があります。

注 意 事 項

- 1 助成金の交付決定を受けた者が、次の各号の一に該当するときは、交付決定を取り消すことがあります。助成金の額の確定があった後にも適用されます。この場合において、申請者に損害を与えることがあっても、その責は負いません。
 - (1) 建築基準法及び他の関係法令に違反したとき。
 - (2) 地区計画等に定められた計画に適合しなくなったとき。
 - (3) 虚偽の申請その他不正な手段により助成対象の承認を受け、又は助成の交付決定を受けたとき。
 - (4) 板橋区都市防災不燃化促進助成金交付要綱に違反したとき。
- 2 区長が1の規定に基づき助成金の交付決定を取り消した場合において、既に助成金が交付されているときには、助成金を返還しなければなりません。

第 8 号様式の 2 (第 1 4 条関係)

第 号
年 月 日

様

東京都板橋区長

助成金不交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった、東京都板橋区都市防災不燃化
促進助成金交付要綱に基づく助成金の交付について、下記の理由によ
り交付しないことと決定したので通知します。

記

理由

年 月 日

（あて先） 板橋区長

住所
申請者 氏名
電話
（法人にあっては名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）

助成金交付請求書

年 月 日付 第 号の で交付決定のあった
東京都板橋区都市防災不燃化促進助成金交付要綱に基づく助成金
について、下記のとおり請求します。

記

交付請求金額

金 額	億	千	百	十	万	千	百	十	円
-----	---	---	---	---	---	---	---	---	---

注1 金額はアラビア数字を使用し、訂正は認められません。

注2 金額は初頭に¥の記号を併記してください。

第10号様式（第16条関係）

第 号
年 月 日

様

東京都板橋区長

助成対象承認取消通知書

年 月 日付 第 号で承認した、東京都板橋区
都市防災不燃化促進助成金交付要綱に基づく助成対象承認は、下記
の理由により取り消したので通知します。

記

理由

第10号様式の2（第16条関係）

第 号
年 月 日

様

東京都板橋区長

助成金交付決定取消通知書

年 月 日付 第 号による助成金の交付決定については、下記の理由により取り消したので通知します。

記

理由

第 1 1 号様式（第 11 条関係）

年 月 日

（あて先） 板橋区長

申請者 住所
氏名
電話
（法人にあつては名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）

助成対象承認取消願

年 月 日付 第 号で助成対象の承認を受けた建築物について、下記により承認の取り消しをお願いします。

記

1 内容

2 理由

第 1 1 号様式の 2 (第 11 条関係)

第 号
年 月 日

様

東京都板橋区長

助成対象承認取消通知書

年 月 日付で提出された、東京都板橋区都市防災不燃化促進助成金交付要綱に基づく助成対象承認取消願については、これを受理し、下記の助成対象承認を取り消したので通知します。

記

承認年月日番号 年 月 日付 第 号

建築主住所氏名 住 所

氏 名

建 築 場 所 板橋区

年 月 日

（あて先） 板橋区長

住所

申請者 氏名

電話

（法人にあつては名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）

実績報告書

年 月 日付 第 号の により交付を受けた都市防災不燃化促進事業助成金について、下記のとおり報告します。

記

1 建築場所

東京都板橋区 丁目 番

（住居表示 板橋区 丁目 番 号）

2 交付決定額

¥

3 建築物の概要

（別紙1の通り）

4 収支計算書

（別紙2の通り）

別紙1 (第15条の2関係)

建築物の概要 * 欄外 注意 事項 参照	建築物の名称			工事種別		
	主要用途			構造		
	階数			高さ		
		計画部分		計画以外の部分		合計
	敷地面積	(m ² m ²)				(m ² m ²)
	建築面積	m ²		m ²		m ²
	延べ床面積	(m ² m ²)		m ²		(m ² m ²)
	住宅部分 床面積	(m ² m ²)		m ²		(m ² m ²)
	3階までの 対象床面積	m ²		4階以上の 対象床面積		m ²
	住宅戸数	戸	自己使用分 の住宅戸数	戸	55 m ² 以上の 住宅戸数	戸
	完了日			年 月 日		
除却 建築物	用途			構造・階数		
	建築面積	m ²		延べ床面積	m ²	

(注意事項)

()内は、建築物の一部が都市計画施設内にかかる場合について、当該区域の「外」の部分の面積を記入してください。

助成金等に係る収支計算書

収 入		
項 目	金 額	備 考
自己資金		
銀行等借り入れ金		
不燃化促進事業助成金		
合 計		

支 出		
項 目	金 額	備 考
建設工事費(着手金)		
建設工事費(完了時清算金)		
合 計		

第 号
年 月 日

様

東京都板橋区長

助成金額確定通知書

年 月 日付で申請のあった実績報告書及び東京都板橋区都市防災不燃化促進助成金交付要綱に基づき、助成金（交付済み）については下記のと通りの助成金額に確定したので通知します。

記

助成対象者（建築主）の住所・氏名	住所 氏名
建築場所	東京都板橋区 丁目 番地 （住居表示 板橋区 丁目 番 号）
助成対象承認番号	年 月 日付 第 号
交付額	
備考	

注 意 事 項

- 1 助成金の交付確定を受けた者が、次の各号の一に該当するときは、交付確定を取り消すことがあります。この場合において、申請者に損害を与えることがあっても、その責は負いません。
 - (1) 建築基準法及び他の関係法令に違反したとき。
 - (2) 地区計画等に定められた計画に適合しなくなったとき。
 - (3) 虚偽の申請その他不正な手段により助成対象の承認を受け、又は助成の交付決定を受けたとき。
 - (4) 板橋区都市防災不燃化促進助成金交付要綱に違反したとき。
- 2 区長が1の規定に基づき助成金の交付確定を取り消した場合において、既に助成金が交付されているときには、助成金を返還しなければなりません。